

平成 1 3 年 度
財 政 援 助 団 体 等 監 査 報 告 書

東 京 都 監 査 委 員

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 9 項の規定により、

平成 1 3 年度財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり提出する。

平成 1 4 年 6 月 3 日

東京都監査委員 山 本 賢太郎

同 鈴 木 貫太郎

同 横 山 樹

同 藤 原 房 子

- 1 . 計数については、原則として、表示単位未満を切り捨てて表示してあるため合計等と一致しない場合がある。
- 2 . 増減率及び構成比等は、原則として各表内計数により計算している。

目 次

(公) 公の施設の管理を受託している団体

第 1	財政援助団体等監査	1
第 2	監査の観点	2
第 3	監査結果の概要	3
第 4	補助金等交付団体別監査結果	9
(1)	医療法人社団青葉会ほか 1 2 団体	1 1
(2)	伊豆七島海運株式会社	2 1
(3)	伊豆諸島開発株式会社	2 3
(4)	青梅市立総合病院ほか 3 病院	2 6
(5)	大島町	3 3
(6)	大島町商工会	3 5
(7)	学校法人 1 0 0 団体	3 7
(8)	上小山田杉谷戸土地区画整理組合ほか 1 4 組合	5 3
(9)	宗教法人求道会ほか 4 団体等	5 8
(10)	医療法人社団杏稜会ほか 1 1 団体	6 2
(11)	自動車安全運転センター	7 0
(12)	隅田川花火大会実行委員会	7 2
(13)	社会福祉法人青少年と共に歩む会ほか 1 団体	7 4
(14)	社会福祉法人創生ほか 1 3 団体	7 8
(15)	財団法人東京交通安全協会	8 8
(16)	東京商工会議所ほか 8 団体	9 0
(17)	財団法人東京消防協会	9 6
(18)	東京土建国民健康保険組合ほか 1 0 団体	9 8
(19)	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合	1 0 5
(20)	社団法人東京都私学退職金社団	1 0 7
(21)	東京都職業能力開発協会	1 1 1
(22)	財団法人東京都私立学校教育振興会	1 1 4
(23)	社団法人東京都信用組合協会	1 2 0
(24)	東京都青少年協会	1 2 3
(25)	東京都中小企業団体中央会	1 2 5
(26)	東京都農業共済組合連合会	1 2 8
(27)	財団法人東京都母子寡婦福祉協議会	1 3 1

(28) 社団法人東京都老人クラブ連合会	1 3 3
(29) 社団法人東京のあすを創る協会	1 3 5
(30) 東京納税貯蓄組合総連合会	1 3 8
(31) 職業訓練法人東京ヘアビジネス開発協会ほか 2 団体	1 4 1
(32) 生活共同組合東京マイコープ	1 4 4
(33) 社団法人日本演奏連盟ほか 4 団体	1 4 6
(34) 社団法人日本書籍出版協会ほか 2 団体	1 4 9
(35) 日本私立学校振興・共済事業団	1 5 2
(36) 財団法人法律扶助協会東京都支部	1 5 4
(37) 社会福祉法人楽友会ほか 3 団体	1 5 7
(38) 社会福祉法人龍鳳ほか 9 団体	1 6 2
第 5 出資団体別監査結果	1 6 9
(1) 株式会社沿岸環境開発資源利用センター	1 7 1
(2) 株式会社首都圏建設資源高度化センター	1 7 7
(3) 首都高速道路公団	1 8 1
(4) 水道マッピングシステム株式会社	2 0 1
(5) 多摩都市モノレール株式会社	2 0 6
(6) 株式会社東京スタジアム	2 1 4
(7) 財団法人東京税務協会	2 2 1
(8) 株式会社東京テレポートセンターほか 2 団体 (公)	2 3 0
(9) 財団法人東京都環境整備公社	2 5 7
(10) 東京都下水道サービス株式会社	2 6 8
(11) 財団法人東京都健康推進財団	2 7 6
(12) 社会福祉法人東京都社会福祉事業団 (公)	2 8 6
(13) 東京都住宅供給公社 (公)	3 0 7
(14) 財団法人東京都人権啓発センター (公)	3 3 1
(15) 東京都地下鉄建設株式会社	3 4 1
(16) 東京熱供給株式会社	3 4 8
(17) 東京臨海高速鉄道株式会社	3 5 4
(18) 株式会社はとバス	3 6 1
第 6 団体名索引	3 7 6

第 1 財政援助団体等監査

(1) 実施根拠等

都が、補助金・交付金等を交付している団体、資本金等の4分の1以上を出資している法人及び公の施設の管理を委託している団体に対し、その財政援助等の目的となっている事業について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づいて監査を実施しました。

(2) 監査対象団体

都が、平成11年度及び平成12年度に補助金・交付金等を交付している団体及び公の施設の管理を委託している団体は、2,688団体（監査事務局調べ）です。

そのうち、平成13年度には233団体（実施率8.7%）の監査を実施しました。

また、資本金等の4分の1以上を出資している団体は59団体（監査事務局調べ）で、そのうち表1のとおり20団体（33.9%）について監査を実施しました。なお、公の施設の管理を受託している団体は4団体です。

(表 1) 出資団体内訳

出資比率	法人形態				計
	株式会社	財団法人	特殊法人	その他	
25%以上 50%未満	3		1		4
50%以上 75%未満	10				10
75%以上100%未満		2			2
全額出資（100%）		2	1	1	4
計	13	4	2	1	20

(3) 監査対象範囲

平成12年度に監査を実施した団体を除き、平成11年度及び平成12年度の事業を対象として監査を実施しました。

第2 監査の観点

監査の主な観点は以下のとおりです。

1 補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体）

（1）関係局

ア 補助事業に関する指導監督は適切に行われているか。

イ 補助金交付の手續及び時期は適切か。

（2）団体

ア 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。

イ 補助金に係る会計経理は適正に行われているか。

ウ 工事の設計、施工及び監督は適正に行われているか。

2 出資団体（資本金、基本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資している法人）

（1）関係局

ア 団体に対する指導監督は適切に行われているか。

イ 出資金の支出手続及び時期は適切か。

（2）団体

ア 事業は、出資目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。

イ 会計経理及び財産の管理は適正に行われているか。

ウ 工事の設計、施工及び監督は適正に行われているか。

3 出資団体の区分で監査対象としたもののうち、公の施設の管理を受託（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項）している団体（出資団体4団体）には、以下の観点からも見ています。

（1）関係局

ア 公の施設の管理受託に関する指導監督は適切に行われているか。

イ 委託金の額及び委託時期は適切か。

（2）団体

ア 公の施設の管理は目的に沿って適切かつ効率的に行われているか。

イ 委託金に係る会計経理は適正に行われているか。

第3 監査結果の概要

(1) 監査期間及び指摘件数等一覧

平成13年10月29日から平成14年5月8日までの間で監査を実施した結果、表2のとおり、補助金交付団体では、28団体(局)に対して18件の指摘事項、1局に対して3件の意見要望事項を付し、出資団体では、9団体(局)に対して16件の指摘事項、7団体に対して7件の意見要望を付しました。

(表2) 平成13年度財政援助団体等監査指摘件数及び付した意見要望件数表

区 分	頁	局 関係	団体 関係	共通 関係	計	意見 要望
補助金交付団体						
医療法人財団青葉会ほか12団体	11			1	1	
社会福祉法人楽友会ほか3団体	157	1			1	
社団法人東京のあすを創る協会	135	1			1	
社会福祉法人創生ほか13団体	78			2	2	
社会福祉法人龍鳳ほか9団体	162			4	4	
医療法人社団杏稜会ほか11団体	62			1	1	
東京商工会議所ほか8団体	90		1		1	
東京都職業能力開発協会	111	1			1	
東京都農業共済組合連合会	128			1	1	
学校法人100団体	37	2	3		5	3
補助金交付団体計		5	4	9	18	3
出資団体						
財団法人東京都健康推進財団	276		1		1	
東京都下水道サービス株式会社	268		1		1	
東京熱供給株式会社	348					1
財団法人東京都環境整備公社	257					1
株式会社はとバス	361					1
東京都地下鉄建設株式会社	341					1
株式会社東京レポートセンターほか2団体	230	2	2		4	1
東京都住宅供給公社	307		5	1	6	1
首都高速道路公団	181		1		1	
東京都臨海高速鉄道株式会社	354		1		1	
多摩都市モノレール株式会社	206					1
社会福祉法人東京都社会福祉事業団	286		2		2	
出資団体計		2	13	1	16	7
合 計		7	17	10	34	10

(注) 指摘事項及び意見要望事項のある報告書の標題を掲げてある。

(2) 補助金交付団体の監査結果

補助金交付団体に付した指摘事項及び意見要望事項の内容は、表3のとおりです。

(表3) 指摘及び意見の概要

指 摘 の 概 要	指摘件数
補助金の返還を求めたもの 【返還を求めた金額 約697万円】	6件
補助金で整備した施設の利用等が不適切なもの	7件
団体の会計処理に適切を欠くとしたもの	2件
その他	3件
指 摘 計	18件
意 見 の 概 要	意見件数
要綱の見直しを検討すべきもの	2件
授業料軽減補助の廃止を含む見直しを検討すべきもの	1件
意 見 計	3件
合 計	21件

主な指摘事例は次のとおりです。

ア 補助金の返還を求めたもの

事業未執行分の補助金を返還すべきもの

局は、東京都農業共済組合連合会に対して東京都農業共済団体等事務費補助金を交付しているが、連合会は平成12年度において、交付を受けた補助金の一部について、執行していないにもかかわらず、未払金として年度末決算に計上したまま、補助金137万9,700円を返還していない。

(東京都農業共済組合連合会 p.130)

(産業労働局)

都内生就学補助に係る都内在学生徒の算定を適正に行うべきもの

局は、私立高等学校への都内生徒の就学促進を図るため、都内在住の1年生の生徒数に応じ、都内生就学補助金を交付することとしており、補助額は保護者(親権者)等の住所により決定されているが、都内在住生徒数を調査したところ、9学校法人において、誤って都外に保護者の住所がある生徒を含め申請したことにより、448万円が過大に交付されている。

(9学校法人 p.48)

イ 補助金で整備した施設の利用が不適切なもの

補助金により整備した看護婦宿舎の利用を行うべきもの

局は、看護職員の確保対策の一環として、都内医療機関が行う病院の看護婦宿舎の個室整備に要する経費の一部を補助しているが、医療法人財団が補助金により整備した看護婦宿舎の利用が11室中、2室のみとなっており、利用状況として適切ではない。

(医療法人財団青葉会 p . 17)
(衛生局)

在宅介護支援センターに対する整備費補助について適切な処置を行うべきもの

局は、社会福祉法人の整備した施設に対し、老人福祉施設等施設整備費及び設備整備費補助要綱に基づく補助金を交付しているが、このうち、施設整備費として補助金の交付を受けた在宅介護支援センターについて、事業を開始していないことから、早期に適切な処置を行われたい。

(社会福祉法人創生 p . 82)
(福祉局)

ウ その他

要綱の整備を図り適切な補助金の算定を行うべきもの

庁は、新生活運動の充実と発展を図るため、財団法人に対し補助金を交付しているが、補助対象経費等の捉え方が要綱で明確に規定されていないため、補助金は単年度の収支に基づいて算定されるべきであるのに対し、平成11年度及び平成12年度については、いずれも補助対象経費に繰越金を含めて補助金額が算定されており、適切を欠いている。

(教育庁 p . 137)

また、主な意見要望事項は次のとおりです。

ア 授業料軽減補助の廃止を含む見直しを検討すべきもの

局は、私立高等学校等特別奨学金補助を受けた生徒の在籍する学校を対象に授業料軽減補助を実施している。この奨学金補助と軽減補助の関係について見ると、軽減補助の意義・役割は明確にされておらず、

奨励補助とした場合、奨学金補助制度はほぼ全高等学校に定着（平成12年

度は100%)していること

事業補助とした場合、1校当たりの交付額は少額であること

など、軽減補助が授業料軽減のために有効に機能しているとはいえない状況となっていることから、授業料軽減補助の廃止を含む見直しを検討されたい。

(生活文化局 p.50)

(3) 出資団体の監査結果

出資団体に付した意見要望事項及び指摘事項の内容は、表4のとおりです。

(表4) 意見及び指摘の内容

意見の概要		意見件数
会社経営全般に関すること		5件
一部事業運営に関すること		2件
意見計		7件
指摘の概要		指摘件数
会計処理に適切を欠くとしたもの		7件
委託契約事務に適切を欠くとしたもの		3件
工事設計に適切を欠くとしたもの		3件
その他		3件
指摘計		16件
計		23件

主な意見要望事項は次のとおりです。

ア 会社経営全般に関すること

会社の経営状況について

会社は、当期利益を計上し当期末処分利益は4億余円となっているが、借入金は34億で、債務超過となっている子会社に対し債務保証や無利子貸付を行っていることから子会社の経営状況が会社の経営をおびやかすものとなっている。

会社は子会社を含めた「3カ年中期経営計画」を策定し累積欠損の一掃と有利子負債の半減を掲げているが、未だ借入金は多額なものとなっていることから、子会社を含めた会社経営の健全化に努められたい。

(株式会社はとバス p.370)

長期借入金について

会社の資金調達状況について見ると、長期借入金が固定資産の取得等に要した資金の84.1%を占めており、多額の長期借入金にかかる支払利息が経営を圧迫しており、開業以来損失を計上している。

このため、都及び沿線5市が無利子融資を柱とする経営安定化策を策定し、支援を行っているが、長期借入金の残高は依然として多額であり、損益勘定留保資金では、長期借入金の元本返済をまかなえず、資金収支を大きく圧迫していることから、損益及び資金収支に及ぼす影響を軽減するための方策を検討されたい。

(多摩都市モノレール株式会社 p. 210)

イ 一部事業運営に関すること

空き家の解消に努めるべきもの

公社が管理している借上都民住宅の平成12年度における管理事業損益は、3億5,258万余円の損失を計上している。

借上都民住宅において損失額が生じる要因は、家賃が市場家賃に比較して高額のまま据え置かれ、空き屋が生じていること、また、空き屋が生じても管理戸数の家賃相当額を借上料として、公社が土地所有者等に負担する仕組みになっていることによるものである。

空き屋による減収が長期に渡って損失を生じさせることから、公社は、実効性のある家賃設定について土地所有者等との協議を積極的に行うとともに、入居を促進するための各種方策を検討し、空き屋の解消に努められたい。

(東京都住宅供給公社 p. 316)

主な指摘事例は次のとおりです。

ア 会計処理に適切を欠くとしたもの

利用料の収入経理に当たり各部門間の連携を図るべきもの

会社は、東京夢の島マリーナ施設利用料を利用者から徴しているが、平成12年度決算において、平成10年度から平成11年度までに未収となっている過年度分の利用料が計上漏れとなっていた。

この収入計上に当たっては、事業部門が経理部門に対し、利用料の入金額及び未納額の報告を行うこととなっているが、両者の連携が不十分であったなどにより、誤った報告による計上を行ったものであり、収入計上が適切に

行われるよう各部門の連携を図るべきである。

(株式会社テレポートセンター p . 2 4 6)

会計処理を適正に行うべきもの

会社は、第一期導入車両の定期検査を平成10年度から平成11年度に実施したことから、その委託費用は実施年度の費用として会計処理すべきであるにもかかわらず、支出費の属する平成12年度に発生した費用として会計処理しているのは適正ではない。

(東京臨海高速鉄道株式会社 p . 3 5 7)

イ 委託契約事務に適切を欠くとしたもの

委託料の支払いを適切に行うべきもの

局は、海上公園管理委託、臨海副都心共同溝の管理業務に関する委託などをテレポートセンターと契約を締結し、委託料を四半期ごとに、概算払いにより支出しているが、会社における執行状況は、概算受額に対し執行額が少なく、執行残額が多額となっていることから、事業に見合った支払いを適切に行うべきである。

(港湾局 p . 2 4 4)

ウ 工事設計に適切を欠くとしたもの

エレベーター保守委託費の積算を慎重に行うべきもの

公社が管理する団地のエレベーター保守点検及び遠隔監視業務の委託において、エレベーター保守委託費を積算する際に、積算根拠となるエレベーター台数を誤って算出したため、約782万円が過大に積算されている。

(東京都住宅供給公社 p . 3 1 8)